

改正

平成17年5月12日告示第91号

平成18年6月15日告示第141号

平成19年5月29日告示第164号

平成20年8月27日告示第166号

平成21年8月17日告示第155号

平成22年8月18日告示第153号

平成23年4月15日告示第77号

平成25年6月26日告示第165号

平成27年5月25日告示第129号

平成31年2月28日告示第24号

令和4年10月12日告示第223号

令和6年4月1日告示第97号

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て、民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務を実施するに当たり、その基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 地域総合整備資金の貸付け（以下「貸付け」という。）の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市長が策定した地域振興

民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、市内に住所を有する者 3 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、事業の貸付対象費用（用地取得費を除く。）の総額が1,000万円未満のものについては、1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものとする。
- (3) 用地取得等の契約後 5 年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項の規定にかかわらず、貸付対象事業のうち、次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付けの対象としない。

- (1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設
(貸付対象者)

第 4 条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第 5 条 貸付の額（以下、「貸付額」という。）は、貸付対象事業 1 件当たり 100 万円以上とし、20 億円を限度とする。

- 2 貸付対象事業 1 件当たりの第 2 条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第 2 条第 1 号に規定する設備の取得等に係る費用の 3 分の 1 を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の 50 パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業 1 件当たりの第 2 条第 2 号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の 20 パーセント（貸付対象事業が試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50 パーセント）未満とする。
- 4 1 件当たりの貸付額には、100 万円未満の端数を付けないものとする。
- 5 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業（次項又は第 7

項に規定する貸付対象事業を除く。)に係る第1項の規定の適用については、同項中「20億円」とあるのは「25億円」とする。

6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

（貸付けの方法及び利率）

第6条 貸付けは、証書貸付の方法によるものとし、無利子とする。

（複数年にわたる事業の取扱い）

第7条 貸付対象事業が複数年にわたる場合は、貸付対象事業のうち連続する4年以内の期間に係る部分を貸付けの対象とする。

（償還期間）

第8条 貸付金の償還期間は、貸付けの日から20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還によるものとし、償還日は、別に定める。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（借入れの申込み）

第10条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、財団が定める地域総合整備資金借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

（1）事業者概要書

（2）設備投資等及び資金調達計画書

- (3) 年度別損益・資金収支計画書
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、貸付審査に当たり必要な補足資料

2 前項に規定する申込みは、市長が定める募集期間内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸付決定)

第11条 市長は、貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）に当たって、貸付けに係る総合的な調査及び検討を財団に依頼し、その結果を参考にするものとする。

2 申請者は、財団の実施する総合的な調査及び検討の完了後、速やかに地域総合整備資金借入申込内容確定書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸付決定等の通知)

第12条 市長は、貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（様式第2号）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第13条 市長は、貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とするものとする。

3 市長は、第1項の規定により貸付決定を取り消したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 貸付決定を受けた者は、貸付けの実行前に借入れを辞退するときは、地域総合整備資金借入辞退申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

(保証人)

第15条 市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(遅延利息)

第16条 貸付けを受けた者（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還

期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第17条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市長が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行ったとき、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人が正当な事由なくこの要綱の条項に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前3号に掲げる事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が債権保全を必要と判断する相当の事由が生じたとき。

(事業計画等の変更等)

第18条 貸付決定を受けた者は、事業計画等を変更する場合には、財団が定める地域総合整備資金借入申込内容変更書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のあった事業計画等の変更がやむを得ないものと認める場合においては、当該貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付された条件を変更することができる。

(貸付金の交付)

第19条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、市長の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

(貸付金の管理)

第20条 市長は、貸付金の使途の確認及び貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

(貸付等に係る事務の委託)

第21条 市長は、貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

2 前項の規定による委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間は、第5条第1項の規定の適用については、同項中「6億円」とあるのは「7億円」とする。

(過疎地域における貸付額の特例)

3 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域において実施される貸付対象事業（第5条第6項又は第7項に規定する貸付対象事業を除く。）に係る第5条第1項、第2項及び第5項の規定の適用については、同条第1項中「20億円」とあるのは「24億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第5項中「25億円」とあるのは「30億円」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年5月12日告示第91号）

改正

平成18年6月15日告示第141号

この告示は、平成17年5月12日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月15日告示第141号）

この告示は、平成18年6月15日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱は平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年 5 月29日告示第164号）

この告示は、平成19年 5 月29日から施行し、この告示による改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 8 月27日告示第166号）

この告示は、平成20年 8 月27日から施行し、この告示による改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成20年度の貸付分から適用する。

附 則（平成21年 8 月17日告示第155号）

この告示は、平成21年 8 月17日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成21年度の貸付分から適用する。

附 則（平成22年 8 月18日告示第153号）

この告示は、平成22年 8 月18日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成22年度の貸付分から適用する。

附 則（平成23年 4 月15日告示第77号）

この告示は、平成23年 4 月15日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成23年度の貸付分から適用する。

附 則（平成25年 6 月26日告示第165号）

この告示は、平成25年 6 月26日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成25年度の貸付分から適用する。

附 則（平成27年 5 月25日告示第129号）

この告示は、平成27年 5 月25日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成27年度の貸付分から適用する。

附 則（平成31年 2 月28日告示第24号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年10月12日告示第223号）

この告示は、令和 4 年10月12日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和 4 年度の貸付分から適用する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第97号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和 6 年度の貸付分から適用する。